

「京丹後市ふるさと応援寄附金」お礼品取扱事業者募集要領

1 概要

京丹後市では、京丹後市ふるさと応援寄附金条例第1条の目的を達成するために、本市へ寄附された方（市外在住の個人）に対し、京丹後らしい豊かな自然を生かした農林水産業、質の高い織物、機械金属、観光業と、長寿を育む風土、さらにはこのまちで育まれた先取り、勤勉、実直な人柄を表すお礼の品を贈呈しています。

つきましては、お礼品となる商品等の出品を希望する事業者（以下、「お礼品取扱事業者」という。）を募集します。

※ふるさと納税制度の趣旨を踏まえたお礼品を募集します。

（本市では国の通知に基づき返礼割合（寄附額に対するお礼品調達価格の割合）を3割以下と設定しております。）

※寄附下限額は原則5,000円とし、必要寄附金額は1,000円刻みで設定します。（お礼品調達価格に置き換えると300円刻み）

2 お礼品贈呈事業の流れ

本事業は、12種類のふるさと納税ポータルサイトを活用して実施します。

それぞれのポータルサイトは、本市が委託する中間事業者（以下「中間事業者」という。）が運営を行います。

中間事業者によって、事業スキームは異なります。（別紙参照）

① 「ふるぽ」及び「ふるさとチョイス」を活用したポイント制による実施

（中間事業者：（株）JTB）

② 「さとふる」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：（株）さとふる）

③ 「楽天ふるさと納税」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

④ 「ふるなび」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

⑤ 「京丹後市特設サイト」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

⑥ 「ANAのふるさと納税」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：（株）JTB）

⑦ 「ふるさとプレミアム」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

⑧ 「ふるラボ」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

⑨ 「au PAY ふるさと納税」を活用した即時交換制による実施

（中間事業者：シフトプラス（株））

※「三越伊勢丹ふるさと納税」「一休.com ふるさと納税」「海の京都コイン」については、ポータルサイト事業者から当該サイトへの掲載を求められる場合がありますので、その場合は別途ご相談いたします。

3 応募要件等

(1) お礼品取扱事業者について

次の要件を原則すべて満たすことが必要です。

ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場を有する法人、団体又は個人事業者であること

（特産品等の PR に大きく寄与すると判断した場合は、その限りではない）

イ 各種法令等を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っていること

ウ 代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと

エ 市税の滞納がないこと

オ インターネットが利用できる環境を有していること

カ Web サイト又はお礼品カタログに掲載するために、お礼品の写真提供等が可能なこと

(2) お礼品について

次の要件をすべて満たす商品等とします。

（※京丹後市の魅力を発信できる、単品又は複数の品を組み合わせた商品等）

ア 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの（ただし、期間限定や数量限定で供給可能なものは取扱可能）

イ 地場産品と認められるもの（別紙参照）

ウ お礼品調達価格が原則として 10 万円未満のもの（ただし、10 万円以上のものであっても、京丹後市ふるさと応援寄附金条例に照らし必要であると認められるものは取扱可能。別紙「お礼品概要説明書」を提出すること）

エ 金銭類似性が高くないもの

オ 資産性が高くないもの

4 お礼品取扱等に関する契約等

お礼品取扱事業者は、お礼品取扱等に関して、中間事業者と契約を交わします。

なお、お礼品取扱事業者と中間事業者との主な関わりは次のとおりです。

- (1) 中間事業者は、お礼品の内容等についてお礼品取扱事業者に助言等を行います。
- (2) 両者での調整により、お礼品の交換に必要な寄附額もしくは交換ポイント等の諸条件を決定します。
- (3) お礼品の受発注については、サイト毎の管理システムもしくはメールにより行っていただきます。
- (4) お礼品代金は、お礼品発送後、中間事業者からお礼品取扱事業者を支払われます。

5 お礼品の情報発信

すべてのお礼品をふるさと納税ポータルサイトに掲載します。（写真、商品名、取扱事業者名等）

※「ふるさとチョイス」に出品する一部お礼品については、ダイジェスト版のカタログにも掲載します。掲載するお礼品の選定を含め、カタログ作成は中間事業者が行います。

6 注意事項等

(1) 寄附者の個人情報の取扱について

お礼品取扱事業者は、本事業により取得する寄附者の個人情報を、お礼品発送の目的以外に利用することはできません。また、第三者へ当該個人情報を提供することはできません。

※寄附者へダイレクトメール等を送ることはできません。ただし、寄附者へのお礼品発送時に、自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品 PR 等が可能です。なお、お礼品の提供価格がわかる内容のものは避けてください。

(2) お礼品の発送について

＜「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「京丹後市特設サイト」「ANA のふるさと納税」「ふるさとプレミアム」「ふるラボ」「au PAY ふるさと納税」の場合＞
お礼品は、指定配送業者（ヤマト運輸）が集荷し、配送します。お礼品取扱事業者には、お礼品の準備及び梱包まで行っていただきます。

＜「さとふる」の場合＞

お礼品は、指定配送業者（佐川急便）が集荷し、配送します。お礼品取扱事業者には、お礼品の準備及び梱包まで行っていただきます。（ヤマト運輸への切替可）

※上記のとおり、中間事業者毎の指定配送業者による配送が原則となりますが、クリックポスト等の独自の配送方法により配送いただくことも可能です。別途、出品事業者自身で納品登録や送料請求を行っていただく必要がある場合がございますので、指定配送業者以外の方法による配送を希望される場合は、事前にご相談ください。

7 お礼品取扱開始までの流れ（手続き）

お礼品として商品等の出品を希望する事業者は、市役所担当課を通じて次の流れで手続きしてください。

(1) 事前連絡

市役所担当課（「9 連絡先」）まで、事前に電話又はメールで連絡をしてください。
※事業者名、連絡先、お礼品、担当者名等を連絡してください。

(2) 連絡

事業概要等について説明のうえ、出品を希望されるお礼品の内容等をお伺いし、中間事業者への登録に必要な様式をメール送付します。

(3) 調整

中間事業者との契約やお礼品に関する詳細については、中間事業者と調整のうえ決定することになります。

(4) 契約

中間事業者との間で、お礼品取扱等に関する契約を締結してください。

(5) その他

ア 具体的な準備等については、中間事業者から連絡します。

イ ふるさと納税ポータルサイトへの掲載等の準備が完了後、お礼品取扱を開始します。

8 お礼品贈呈事業中間事業者（中間事業者）

<ふるさとチョイス・ANAのふるさと納税>

- (1) 事業者 株式会社 JTB ふるさと開発事業部
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオンタワー11階
- (3) 窓口 営業第一課 TEL：06-6120-9120

<さとふる>

- (1) 事業者 株式会社さとふる 本店
- (2) 所在地 東京都中央区京橋 2丁目 2番 1号
- (3) 窓口 さとふるサポートセンター
参加申込送り先：cs@satofull.co.jp
TEL：03-6895-1883

<楽天ふるさと納税・ふるなび・ふるさとプレミアム・ふるラボ・au PAY ふるさと納税・京丹後市特設サイト>

- (1) 事業者 シフトプラス株式会社
- (2) 所在地 大阪市西区江戸堀 2-1-1 江戸堀センタービル 8F
- (3) 窓口 TEL：050-5371-8358（佐賀営業所（サポートセンター））

9 連絡先

京丹後市役所 市長公室 ふるさと応援推進課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL：0772-69-1100 FAX：0772-69-0901 メール：furusui@city.kyotango.lg.jp